

牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症 （アジュバント加）不活化ワクチン

平成19年1月15日 一部改正 告示第37号

動生剤基準の牛ヒストフィルス・ソムニ（ヘモフィルス・ソムナス）感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3、3.4.7及び3.4.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。